相馬市所在の果物生産農家の風評被害による逸失利益等(農協経由出荷分を除く)が賠償された事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ば ないことを相互に確認する。

記

## 損害項目

① 営業損害(A卸売市場出荷分。ただし、平成23年8月出荷分を除く。)

金672万6321円

② 弁護士費用

金20万1789円

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成23年11月30日

2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害として金692万8110円 の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

第1項に掲げる期間における同項に掲げる損害項目(当該期間に限り、その遅延損害金を含む)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に 債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、当事者がそれぞれ署名(記名)押印のうえ、各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成24年12月18日